

栃木地方最低賃金審議会の意見に関する公示

栃木労働局一般公示第8号

令和7年10月8日栃木地方最低賃金審議会から栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、栃木県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第8条の規定に基づき令和7年10月23日までに栃木労働局長あて(宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください(メール・FAXは不可)。

令和7年10月8日

栃木労働局長 川口 秀人

記

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る栃木地方最低賃金審議会の意見の要旨

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

栃木県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機

器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、

光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
 - ハ 目視による部品の選別又は検査の業務
 - ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,104 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日